

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

パートタイム労働は経済社会に欠かせない存在であり、今後このパートタイム労働対策を効果的に推進する上で、その就労状況等の実態把握を行う必要がある。このため、パートタイム等労働者の雇用管理等に関する実態について把握することとし、今後のパートタイム労働に関する厚生労働行政の施策に資することとする。

## 2 調査の範囲及び対象

### (1) 地域

日本国全域とする。ただし、一部地域を除く。

### (2) 事業所調査

日本標準産業分類に基づく14大産業〔鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）〕に属する常用労働者を5人以上雇用している民営事業所のうちから抽出した約9,100事業所。

### (3) 個人調査

上記(2)の事業所調査の調査対象事業所において就業しているパートタイム等労働者のうち、一定の方法により抽出した者。

## 3 調査事項

### (1) 事業所調査

#### ア 事業所の属性

(ア) 事業所全体の常用労働者数、事業所が属する企業規模

(イ) 就業形態・性別労働者数

#### イ パート等労働者の就業状況

(ア) 職種・労働者の種類・性別労働者数

(イ) 正社員の1週当たりの所定労働時間数及び正社員と比較したパートの所定労働時間数の割合別人数

(ウ) 雇用理由及び人件費で割安と思う主な内容

#### ウ 労働者の賃金

(ア) 採用時における賃金決定の際に考慮した内容

(イ) 過去1年間の労働者の昇給の有無及び昇給決定の際に考慮した内容

(ウ) 賞与の支給状況及び退職金の支給状況

(エ) 賃金決定の際の正社員との均衡（バランス）の考慮の有無

#### エ パート等労働者の処遇

(ア) 過去3年間に正社員が行っていた業務に充てたパート等労働者の割合

(イ) 職務が正社員とほとんど同じ者の割合

(ウ) 人材活用の一環としての人事異動の実施状況

(エ) 職務がほとんど同じ正社員との賃金格差の有無及び差がある場合の理由

(オ) 採用時における労働条件の明示の有無及び明示方法

(カ) 就業規則の有無及び適用の有無、作成・変更時の意見聴取の状況

(キ) 労使の話し合い促進のための措置の実施状況

#### オ 労働者の勤務状況

(ア) 平成18年9月の残業や休日出勤の有無

- (イ) 年次有給休暇の付与の有無及び取得状況
- (ウ) 各種手当・制度等の実施状況
- (エ) 就業形態の転換制度の有無及び過去5年間の実施状況
- (オ) 労働者に対する教育訓練等の実施状況
- (カ) 短時間雇用管理者の選任の有無

## (2) 個人調査

### ア 個人の属性

- (ア) 性、年齢階級
- (イ) 配偶者の有無及び配偶者の年収階級
- (ウ) 主な生活源
- (エ) 最終学歴

### イ 就業の実態について

- (ア) 通算勤続期間
- (イ) 現在の会社での勤続期間
- (ウ) 雇用保険の加入の有無及び厚生年金等の加入状況
- (エ) 現在の職種、役職及び仕事上の位置付け
- (オ) 同じ仕事を行っている正社員の有無及びその正社員と比較した場合の賃金等処遇面についての考え方
- (カ) 現在の仕事以外の就業の有無及びその仕事の内容

### ウ 仕事についての考え方

- (ア) 就業理由及びパート等の選択理由
- (イ) 現在の仕事に対する不満・不安の有無及びその内容
- (ウ) 今後の就業に対する希望

### エ 労働条件等について

- (ア) 労働条件の明示の有無及び明示方法
- (イ) 雇用期間の定めの有無及び雇用期間
- (ウ) 給与の形態及び支給金額、夏季賞与（ボーナス）の有無及び支給金額
- (エ) 1週間の出勤日数及び1日の所定労働時間
- (オ) 平成18年9月の残業の有無及び残業時間
- (カ) 平成18年9月の休日出勤等の有無及び出勤日数
- (キ) 平成17年（1年間）のパート等の年収階級
- (ク) 就業調整の有無及び調整理由

## 4 調査の対象期日及び実施時期

事業所調査は、平成18年10月1日現在の状況について、平成18年10月1日から10月31日までの間に行った。

個人調査は、平成18年10月1日現在の状況について、平成18年10月1日から11月10日までの間に行った。

## 5 調査機関

### (1) 事業所調査

厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労働局－公共職業安定所－統計調査員－  
調査対象者

### (2) 個人調査

厚生労働省大臣官房統計情報部－都道府県労働局－公共職業安定所－統計調査員－  
調査対象者

## 6 調査の方法

### (1) 調査票

この調査は事業所票（241頁参照）、個人票（255頁参照）によって実施した。

### (2) 調査票の配布

ア 事業所票は、厚生労働省大臣官房統計情報部から直接、調査対象事業所へ郵送した。

イ 個人票は、統計調査員が調査対象事業所において調査対象労働者数を算出し、調査対象事業所に配付を依頼した。

### (3) 調査票の回収

ア 事業所票は調査対象事業所において記入した後、統計調査員がこれを回収し、公共職業安定所を経由して、都道府県労働局長に提出、とりまとめ後、厚生労働省大臣官房統計情報部長に提出した。

イ 個人票は、調査対象労働者が調査票に記入した後、直接、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送した。

## 7 集計方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において集計を行った。

## 8 調査対象の抽出

### (1) 母集団

「2 調査の範囲及び対象」に該当する事業所及び個人を母集団とした。

### (2) 抽出区分

#### ア 事業所調査

産業、事業所規模別に無作為抽出。

#### イ 個人調査

上記アで抽出された事業所に雇用されるパート等労働者について、産業、事業所規模別に無作為抽出。

### (3) 目標精度

#### ア 事業所調査

抽出事業所数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する事業所割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模別に概ね5.0%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\frac{M - m}{M - 1} \cdot \frac{p(1 - p)}{m}}$$

$C$  : 目標精度

$M$  : 母集団事業所数

$m$  : 標本事業所数

$p$  : ある属性を有する事業所割合 (=0.5)

#### イ 個人調査

抽出労働者数は、以下の算式を用いて、ある属性を有する労働者割合の標準誤差が、回収率を考慮した上で産業、事業所規模別に概ね5.0%以内となるように設定した。

$$C = \sqrt{\left(\frac{1}{m} - \frac{1}{M}\right) S^2 + \left(\frac{1}{n} - \frac{M}{N} \cdot \frac{1}{m}\right) p'(1 - p')}$$

- $C$  : 目標精度
- $M$  : 母集団事業所数
- $m$  : 標本事業所数
- $N$  : 母集団労働者数
- $n$  : 標本労働者数
- $S$  : ある属性を有する労働者割合の事業所間標準偏差 (= 0.3)
- $p'$  : ある属性を有する労働者割合 (= 0.5)

## 9 結果の推計及び標準誤差

### (1) 事業所票における推計方法

事業所調査における「ある属性を有する事業所割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$h=1, \dots, L$  : 層

$N_h$  : 第  $h$  層の母集団事業所数

$$N = \sum_{h=1}^L N_h$$

$n_h$  : 第  $h$  層の標本事業所数

$x_{hi}$  : 第  $h$  層第  $i$  標本事業所のある属性の有無 (属性があれば「1」、なければ「0」)

このとき、「ある属性を有する事業所割合」の推計値  $\hat{x}$  は、

$$\hat{x} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} x_{hi}$$

で与えられる。

### (2) 個人票における推計方法

個人調査における「ある属性を有するパート等労働者の割合」の推計値については、以下のとおり算出した。

$M_h$  : 第  $h$  層における母集団常用労働者数

$m_h$  : 第  $h$  層における標本事業所の総常用労働者数

$N_{hi}$  : 第  $h$  層第  $i$  標本事業所の総パート等労働者数

$n_{hi}$  : 第  $h$  層第  $i$  標本事業所の標本パート等労働者数

$X_{hij}$  : 第  $h$  層第  $i$  標本事業所の第  $j$  番目の標本パート等労働者のある属性の有無 (属性があれば「1」、なければ「0」)

$Y_{hij}$  : 第  $h$  層第  $i$  標本事業所の第  $j$  番目の標本パート等労働者数

このとき、ある属性を有するパート等労働者数の推計値  $\hat{T}_x$  及び総パート等労働者数の推計値  $\hat{T}_y$  は、

$$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}, \quad \hat{T}_y = \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}$$

で与えられるので、「ある属性を有するパート等労働者の割合」の推計値  $\hat{R}$  は、

$$\hat{R} = \frac{\hat{T}_x}{\hat{T}_y} = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij}}$$

で与えられる。

### (3) 標準誤差

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根（標本誤差）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、標準誤差を以下のように算出した。

#### ① 事業所票

(1) で掲げた「ある属性を有する事業所割合」の推計値  $\hat{x}$  の場合、その分散の推計値は、

$$\hat{V}(\hat{x}) = \frac{1}{M^2} \sum_{h=1}^L M_h (M_h - m_h) \left( \frac{\text{Var}(x_h)}{m_h} \right)$$

で与えられる。ただし、

$$\bar{x}_h = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} x_{hi} \quad , \quad \text{Var}(x_h) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (x_{hi} - \bar{x}_h)^2$$

である。

#### ② 個人票

(2) で掲げた「ある属性を有するパート等労働者割合」の推計値  $\hat{R}$  の場合、その分散の推計値は、

$$\begin{aligned} \hat{V}(\hat{R}) = \hat{R}^2 \sum_{h=1}^L & \left\{ \frac{M_h (M_h - m_h)}{m_h} \left( \frac{\text{Var}(T_{x_h})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(T_{y_h})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(T_{x_h}, T_{y_h})}{T_x T_y} \right) \right. \\ & \left. + \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \frac{N_{hi} (N_{hi} - n_{hi})}{n_{hi}} \left( \frac{\text{Var}(X_{hi})}{T_x^2} + \frac{\text{Var}(Y_{hi})}{T_y^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_{hi}, Y_{hi})}{T_x T_y} \right) \right\} \end{aligned}$$

で与えられる。ただし、

$$\overline{T_{x_h}} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{x_{hi}} \quad , \quad T_{x_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} \quad , \quad \overline{X_{hi}} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} \quad ,$$

$$\overline{T_{y_h}} = \frac{1}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} T_{y_{hi}} \quad , \quad T_{y_{hi}} = \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij} \quad , \quad \overline{Y_{hi}} = \frac{1}{n_{hi}} \sum_{j=1}^{n_{hi}} Y_{hij} \quad ,$$

$$\text{Var}(T_{x_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \overline{T_{x_h}})^2 \quad , \quad \text{Var}(X_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \overline{X_{hi}})^2 \quad ,$$

$$\text{Var}(T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{y_{hi}} - \overline{T_{y_h}})^2 \quad ,$$

$$Var(Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{hi}} (Y_{hij} - \bar{Y}_{hi})^2,$$

$$Cov(T_{x_h}, T_{y_h}) = \frac{1}{m_h - 1} \sum_{i=1}^{m_h} (T_{x_{hi}} - \bar{T}_{x_h})(T_{y_{hi}} - \bar{T}_{y_h}),$$

$$Cov(X_{hi}, Y_{hi}) = \frac{1}{n_{hi} - 1} \sum_{i=1}^{n_{hi}} (X_{hij} - \bar{X}_{hi})(Y_{hij} - \bar{Y}_{hi})$$

(2012年12月6日)  
下記数値に誤りがありましたので訂正いたします。

#### (4) 達成精度結果

事業所票及び個人票の達成精度結果は、次の表のとおりである。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍ずつの幅をとれば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

産 業	事業所票		個人票	
	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調 査 産 業 計	66.3	1.1	<del>32.3</del> 47.1	2.1
鉱 業	36.8	4.2	<del>55.8</del> 29.7	8.1
建 設 業	35.1	4.2	<del>69.4</del> 19.4	5.4
製 造 業	60.6	2.2	<del>40.4</del> 48.5	3.9
電気・ガス・熱供給・水道業	41.5	2.9	<del>47.5</del> 40.2	6.1
情 報 通 信 業	38.5	4.1	<del>48.9</del> 35.8	10.0
運 輸 業	53.1	3.6	<del>55.9</del> 31.9	4.5
卸 売 ・ 小 売 業	74.1	2.5	<del>23.5</del> 51.1	2.6
金 融 ・ 保 険 業	61.6	3.6	<del>30.4</del> 60.5	5.6
不 動 産 業	57.4	4.5	<del>49.7</del> 32.6	7.1
飲 食 店 , 宿 泊 業	92.3	2.8	<del>29.5</del> 41.9	3.7
医 療 , 福 祉	86.9	2.9	<del>23.5</del> 63.3	1.8
教 育 , 学 習 支 援 業	83.8	3.2	<del>39.1</del> 37.6	3.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	62.2	3.6	<del>35.9</del> 48.7	3.3
サ ー ビ ス 業	55.7	2.9	<del>39.9</del> 41.9	3.7

(注) 事業所票は「パート等労働者を雇用している事業所の割合」、個人票は「主に配偶者の収入で暮らしているパート等労働者の割合」の推計値及び標準誤差を掲載している。

#### 10 調査対象数及び有効回答率

事業所調査 : 調査対象数 9,133 有効回答数 6,653 有効回答率 72.8%  
個人調査 : 調査対象数 24,469 有効回答数 13,426 有効回答率 54.9%

#### 11 主な用語の説明

##### (1) 常用労働者

次のア、イのいずれかに該当する者（出稼ぎ及び季節労働者を除く。）

ア 期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇用されている者。

イ 日々雇われている者又は1ヵ月以内の期間を定めて雇用されている者で、平成18年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者。

なお、①取締役、理事などの役員であって常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払いを受けている者、②事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者でア、イのいずれかに該当する者は常用労働者に含める。

また、人材派遣会社から受け入れた派遣労働者については、対象事業所との指揮・命令関係はあるが、雇用関係はないので調査対象には含まない。対象事業所が人材派遣会社である場合、他社へ派遣している派遣労働者は調査対象には含まない。産前・産後休業、育児休業、介護休業を取得中の労働者については、産前・産後休業（出産休暇）、育児休業、介護休業を取得して10月1日現在休んでいても、雇用契約のある者は労働者数に含む。

## (2) 就業形態

この調査においては、常用労働者を「正社員」、「パート」、「その他」の3つの就業形態に区分している。なお、調査の中では「パート」と「その他」を合わせた「パート等労働者」の区分も用いている。

### ア 正社員

いわゆる正規型の労働者。一般にフルタイム勤務で期間の定めのない労働契約により雇用されている労働者。なお、正社員には1週間の所定労働時間が35時間未満の労働者を含む。

### イ パート

正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者。

### ウ その他

正社員やパート以外の労働者（1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者。）。

## (3) 法定福利費

健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業主負担額等をいう。

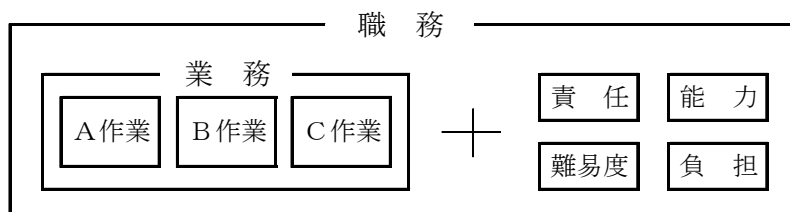
## (4) 法定外福利費

事業主独自の施策に基づく福利厚生費で、住居、医療保険、食事、文化・体育・娯楽、私的保険制度への拠出金、労災付加給付、慶弔見舞、財産形成貯蓄奨励金等などの費用をいう。

## (5) 職務

通常従事する業務の内容だけでなく、作業のレベル（難易度）、求められる能力、責任や権限の範囲も含む。トラブル発生などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されているか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的負担なども含めて判断したもの。

【職務のイメージ図】



## (6) 就業規則

事業所において、その労働者の労働条件の具体的細目と労働者の守るべき職場規律を定めた規則をいう。社規、工場規則、従業員規則と称する場合もある。常時10人以上の労働者を雇用する事業所は、一定事項について使用者は作成することを義務づけられている。

## (7) 賞与

名称にかかわらず、算定期間が3ヵ月を超えて給与以外に支払われた金額のことをいう。

## (8) OFF-JT

通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練のことをいう。

## (9) OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を計画的に実施するものをいう。

(10) 自己啓発費用の補助

業務に有効な資格取得のための費用を援助することをいう。

(11) 短時間雇用管理者

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）で規定されているもので、短時間労働者の雇用管理の改善等の管理を担当する者。短時間労働者を10人以上雇用する事業所は、短時間雇用管理者を選任するように努めなくてはならないとされている。

(12) 専修学校（専門課程）

専修学校（学校教育法第82条の2）で専門課程（高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校）を修了した者をいう。

高等課程、一般課程、各種学校（自動車教習所等）は除く。

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上の専修学校卒業の場合には「高校」とする。

## (15) 職種分類表

職 種	職 種 内 容	
専門的・技術的な仕事	<p>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。</p> <p>例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家など</p>	
管理的な仕事	<p>課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。</p> <p>例えば、部長、課長、支店長、工場長など</p>	
事務の仕事	<p>一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。</p>	<p>事務（一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員など）</p>
		<p>事務用機械の操作（レジ係、オペレーター、速記者、有料道路料金係、出改札係など）</p>
販売の仕事	<p>商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。</p>	<p>販売従事者（一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員）</p>
		<p>商品販売外交員、保険外交員、銀行外務員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など</p>
サービスの仕事	<p>理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。</p>	<p>個人に対するサービス（理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェ이터、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッターなど）</p>
		<p>居住施設・ビルなどの管理サービス（駐車場・ビル管理人、寮管理人など）</p>
		<p>その他のサービス（ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など）</p>
保安の仕事	<p>社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。</p> <p>例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など</p>	
運輸・通信の仕事	<p>電車・自動車・船舶・航空機等運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連作業に従事する者をいいます。</p> <p>例えば、鉄道運転士、タクシー運転者、バス・トラック運転者、車掌、ロープウェイ乗務員、無線・有線通信員、電話交換手、郵便・小包配達員、電報配達員、ラジオ・テレビ放送技術員など</p>	
生産工程・労務の仕事	<p>機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・製作工程の仕事、定置機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに機械の掃除、資材の整理、商店・会社・病院などの雑務、及び他に分類されない運搬・清掃など労務的作業に従事する者をいいます。</p> <p>例えば、大工、左官、石工、塗装工、電気工、とび職、配管工、圧延工、鉄鋼工、鋳物工、プレス工、医薬品製造工、溶接工、鉄工、一般機械組立工、自動車整備工、修理工、パン・菓子製造工、染色工、織布工、ミシン縫製工、木工、製紙工、印刷・製本工、ゴム製品製造工、革製品製造工、製図工、ボイラー工、建設機械運転工、採石・採掘作業員、配達員、倉庫作業員、清掃作業員、雑務員など</p>	
その他の仕事	<p>農・林・漁業の作業員及び上記以外の職種に従事する者をいいます。</p>	

## 12 利用上の注意

- (1) 構成比は小数点以下第二位を四捨五入としているため、計は必ずしも100.0とはならない。
- (2) 統計表中「0.0」は、表章単位未満の数値を示す。
- (3) 統計表中「－」は、該当数値がないことを示す。
- (4) 統計表中「…」は、調査をしていないことを示す。
- (5) 統計表中「\*」は、サンプル数の少ないものであるので注意を要する。構成比の分母となる標本数が事業所数では2以下、労働者数では9以下の場合、分母に付記している。

(6) II 結果の概要については、以下の注意を要する。

本調査では、今回、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用する事業所におけるパート等労働者の状況を正社員との比較を通じて把握することに重点を置いた。このため、事業所調査部分では、一部の表（表1、表2-1、表2-2、表3、表4、表5、表13、表15）を除き、「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用する事業所についてのみ集計している。

また、平成18年調査は前回調査（平成13年）とは調査対象や集計対象が異なり、前回調査と正確な比較ができないため、前回調査の結果は参考として参照されたい。

具体的には以下のとおり。

- ① 前回調査は調査対象に官公営事業所を含むが、18年調査は民営事業所のみを対象としている。
- ② 前回調査の集計の多くは「正社員」のいない事業所も集計対象としていたが、18年調査では多くの集計において「正社員」と「パート等労働者」の両方を雇用する事業所のみを対象としている。

したがって表7、表8、表17の「正社員」の集計対象には「正社員」のみの事業所が含まれていないので留意が必要である。

(参考) 「結果の概要」集計対象事業所別一覧表

表番号	平成18年調査			平成13年調査		
	正社員のみ の事業所	正社員とパート等労働者の 両方を雇用し ている事業所	パートのみ の事業所	正社員のみ の事業所	正社員とパート等労働者の 両方を雇用し ている事業所	パートのみ の事業所
表1	○	○	○	同左		
表2-1	○	○	○			
表2-2	○	○	○			
表3	○	○	○			
表4	×	○	○			
表5	×	○	○			
表6	×	○	×	×	○	○
表7	×	○	×	×	○	○
表8	×	○	×	-	-	-
表9	×	○	×	×	○	○
表10	×	○	×	×	○	○
表11	×	○	×	-	-	-
表12	×	○	×	-	-	-
表13	×	○	○	×	○	○
表14	×	○	×	×	○	○
表15	×	○	○	-	-	-
表16-1	×	○	×	×	○	○
表16-2	×	○	×	-	-	-
表17	×	○	×	×	○	○
表18	×	○	×	×	○	○

注: 「その他」の集計対象事業所についても上記と同様である。